

こどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）

第2回
こどもデータ連携の取組に関する検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2024年12月26日

議題

日時：令和6年12月26日（木） 13:00 - 15:00

形式：Teams会議

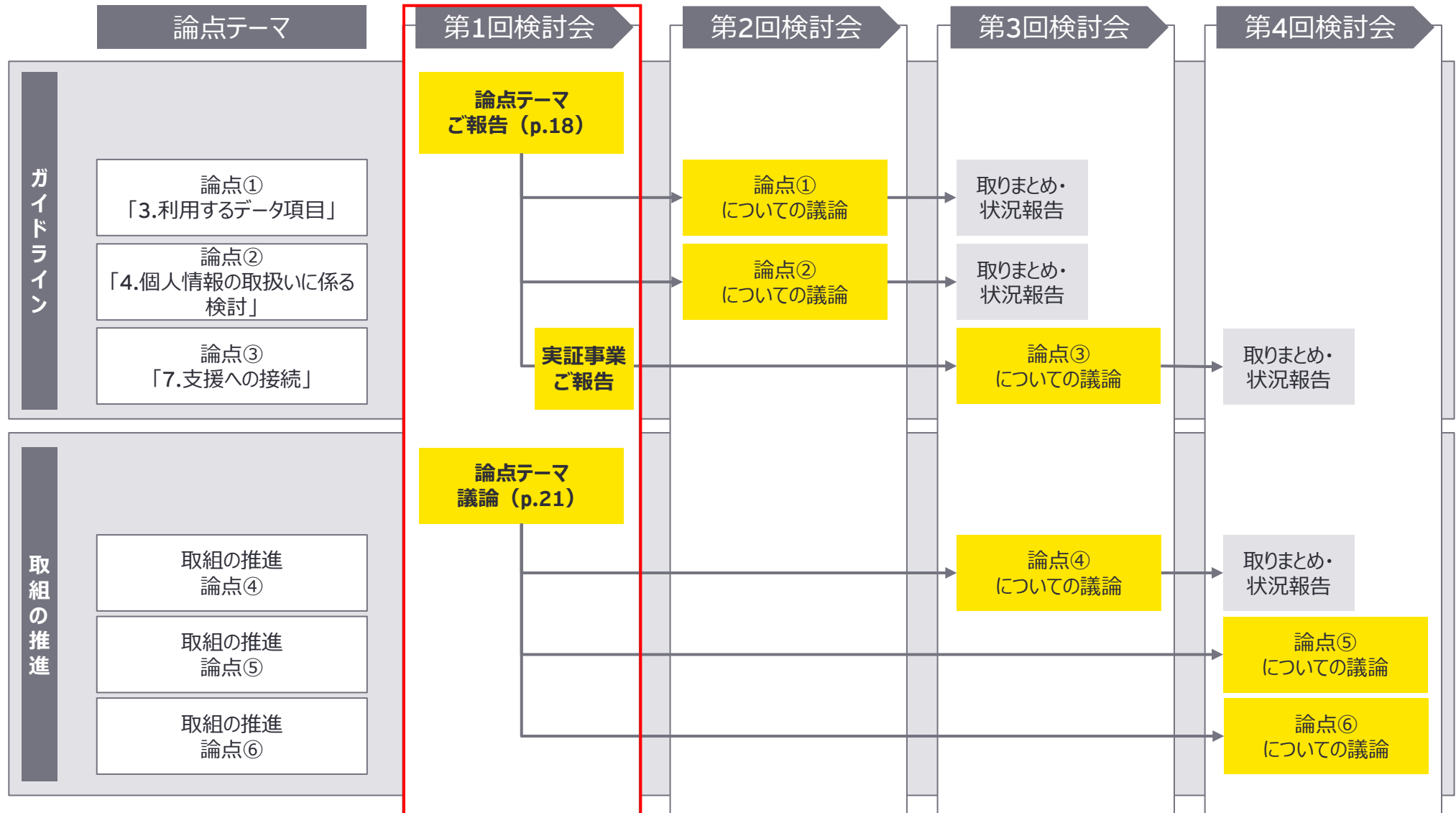
- 1 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告 15分
- 2 ガイドライン修正の論点案①についてのご説明
（3.利用するデータ項目） 10分
- 3 意見交換 80分
- 4 事務連絡 2分



第1回検討会の取りまとめ状況ご報告

1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会前のスケジュール案）

第1回検討会では、ガイドライン修正および取組の推進に関する論点案について、多くのご意見を頂戴しました。



※検討会前の事前レクにおいて、論点テーマや仮説についてのご説明をいたします。
 ※議論と並行し、事務局にてガイドライン／成果報告書を作成します。

1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会で頂戴したご意見の概要）

第1回検討会で頂戴したご意見について、分類ごとにご意見の概要を記載しました。

	分類	ご意見の概要
ガイドライン	3.利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「3.利用するデータ項目」では、基本連携データ項目と困難の関連や、利用方法、利用における差別のリスク等に関するご意見をいただきました。 ▶ 「4.個人情報の取扱いに係る検討」では、プライバシー権に関する懸念や事例の掲載、個人情報の取扱い事例の記載等に関するご意見をいただきました。 ▶ 「7. 支援への接続」では、実際に支援につなげた地方公共団体の事例や、特に学校への情報提供における留意点等に関するご意見をいただきました。
	4.個人情報の取扱いに係る検討	
	7.支援への接続	
	全体／事業に関する意見	
取組の推進	取組の主体（組織体制）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「取組の主体（組織体制）」では、セキュリティや、支援の活用主体に対する研修や教育の必要性、支援の実施体制等に関するご意見をいただきました。 ▶ 「取組の方法」では、事業の継続に向けた支援の評価方法や、標準的なシステムのプラットフォーム構築等に関するご意見をいただきました。
	取組の方法（業務標準化）	
	取組の方法（システム標準化）	
	取組の促進（広報・周知）	
	取組の根拠（法・制度の解釈）	
	その他	

1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会にて頂戴したガイドライン修正に関するご意見の整理）（1/2）

ガイドラインの「3.利用するデータ項目」「4.個人情報の取扱いに係る検討」について、本検討会での取り込み方針を記載しました。

#	分類	ご意見の要旨／抜粋	取り込み方針
1	3.利用するデータ項目	支援目的に応じたデータ項目の選定が必要ではないか。	▶ 基本連携データ項目選定の過程を明確にし、 困難との関連性の根拠（ガイドライン素案の資料編） を検討会にて明示する。
2		ガイドラインへの記載があるだけで、「 関連性 」があつて適法に利用可能なデータと捉えられてしまう懸念がある。	▶ 基本連携データ項目選定の過程を明確にし、ガイドラインへ記載する項目は 関連性があると認められたものに限定した背景を踏まえて、ガイドラインの記載内容におけるご意見を頂戴 する。
3		成案公表時に、データ項目と困難の関連について 誤解を防ぐための検討が必要 である。（例：「喫煙をしている母親の子どもは困難を抱えている確率が高い」と受け止められてしまう可能性）	▶ 基本連携データ項目は、蓋然性が高いと認められたものに限定した背景を踏まえて、各基本連携データ項目の ガイドラインへの掲載可否についてご意見を頂戴 する。
4		データ項目において、 実証事業の結果 を取りまとめたい。	▶ 実証事業の報告より、基本連携データ項目へのご意見 を取り上げる。
5		データ項目利用による差別や不適切な養育の断定リスク について対策が必要である。	▶ 直ちに困難を断定してしまわないよう、 ガイドライン追記を検討 する。 ▶ 7章において データだけで判断しないよう留意点の追記を検討 する。
6	4.個人情報の取扱いに係る検討	プライバシー影響評価（PIA）の事例が参考になる ためガイドライン等に記載することを提案する。	▶ プライバシー保護に関する方策として、PIAの有効性や事例 におけるガイドラインへの追記を検討する。
7		子どもの関与について、 子どもの権利を擁護 できるような取組が重要である。	▶ プライバシー権 における議論を追加し、 子どもの権利 への追記を検討する。
8		プライバシー観点 での記載が少ない。法律に則していても プライバシー侵害となるリスク がある。	▶ プライバシー権 における議論を追加する。 ▶ プライバシー侵害のリスク についてガイドラインへの追記を検討する。
9		子どもの 特別な保護 について、配慮してガイドラインへの追記が必要ではないか。	▶ プライバシー権 における議論を追加する。
10		プロファイリング において、データだけで判断することはせず、十分な情報を提供した上で、 子どものことを理解している人間が判断することが極めて重要 である。	▶ プライバシー権 における議論を追加する。
11		具体的な事案とその際の法的根拠や手続きについて 例示を検討 すべきである。	▶ 実証事業の報告資料等を踏まえ、整理方法を例示 としてガイドライン／成果報告書へ記載を検討する。

1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会にて頂戴したガイドライン修正に関するご意見の整理）（2/2）

ガイドラインの「7. 支援への接続」「全体／事業に関する意見」について、本検討会での取り込み方針を記載しました。

#	分類	ご意見の要旨／抜粋	取り込み方針
12	7. 支援への接続	学校へ情報共有する際、データ結果の提供だけでは 子どもや家庭に対して色眼鏡を持たれてしまう懸念 があり、事業概要等を丁寧に説明している。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。（ 学校連携時 における留意点）
13		学校へのデータ連携は、 経験のないデータを扱うこと になり、子どもを色眼鏡で見えしまうリスクがある。データ連携だけでなく、 支援についても意見交換 することで正確な理解が進むのではないか。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。（ 学校連携時 における留意点）
14		予防的支援において、 何も起きていない子どもの見守り理由 を学校から尋ねられることがある。支援を検討する際の アセスメント を丁寧にを行うことが必要。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。（ 学校連携時 における留意点）
15		学校での支援については、家庭や養育者との関係性を含めて データ以外の情報も考慮 し、最終判断をしている。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。（ 学校連携時 における留意点）
16		学校現場における支援では、教師だけの負担増とならないようSSWやSCのサポートなど 情報の共有先についても検討 しながら進めている。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。（ 学校連携時 における留意点）
17		遅刻多数の生徒へ登校 支援の中でニーズを確認 したケースがある。 一人ひとりのニーズ確認と最善の利益 を考慮した支援内容についての議論が重要である。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。（ 学校連携時 における留意点）
18		関係部署との関わりにおいて、「 子どもの最善の利益 」を 共通認識 として確認している。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。
19		切れ目のない支援のためにも担当部署がそれぞれ 支援可能な範囲を丁寧に擦り合わせる ことが重要である。	▶ 実証事業報告や支援につなげた実証団体からの声（留意点）として、ガイドラインへの追記を検討する。
20		全体／事業に関する意見	基本連携データ項目の粒度が異なるように感じ、 どのように利用していくべきなのか判断 することが難しい。
21	データ項目を 組合せて、人が判断することが大事 である。		▶ 基本連携データ項目の利用方法について 記載内容の工夫 を検討する。 ▶ 実証事業の実績から、利用方法の記載について 事例掲載 を検討する。
22	仕組みを導入する前に、人の目での取りこぼし確認など 必要性を検証 することが重要。		▶ 仕組みの導入前の必要性検証について、ガイドラインへ追記を検討する。
23	本取組は業務改善や効率化が目的ではなく、 子どもの支援であることを強調 することが大事である。		▶ 目的は業務改善や効率化ではなく、 子どもの支援であることを強調 するよう、ガイドラインへ追記を検討する。

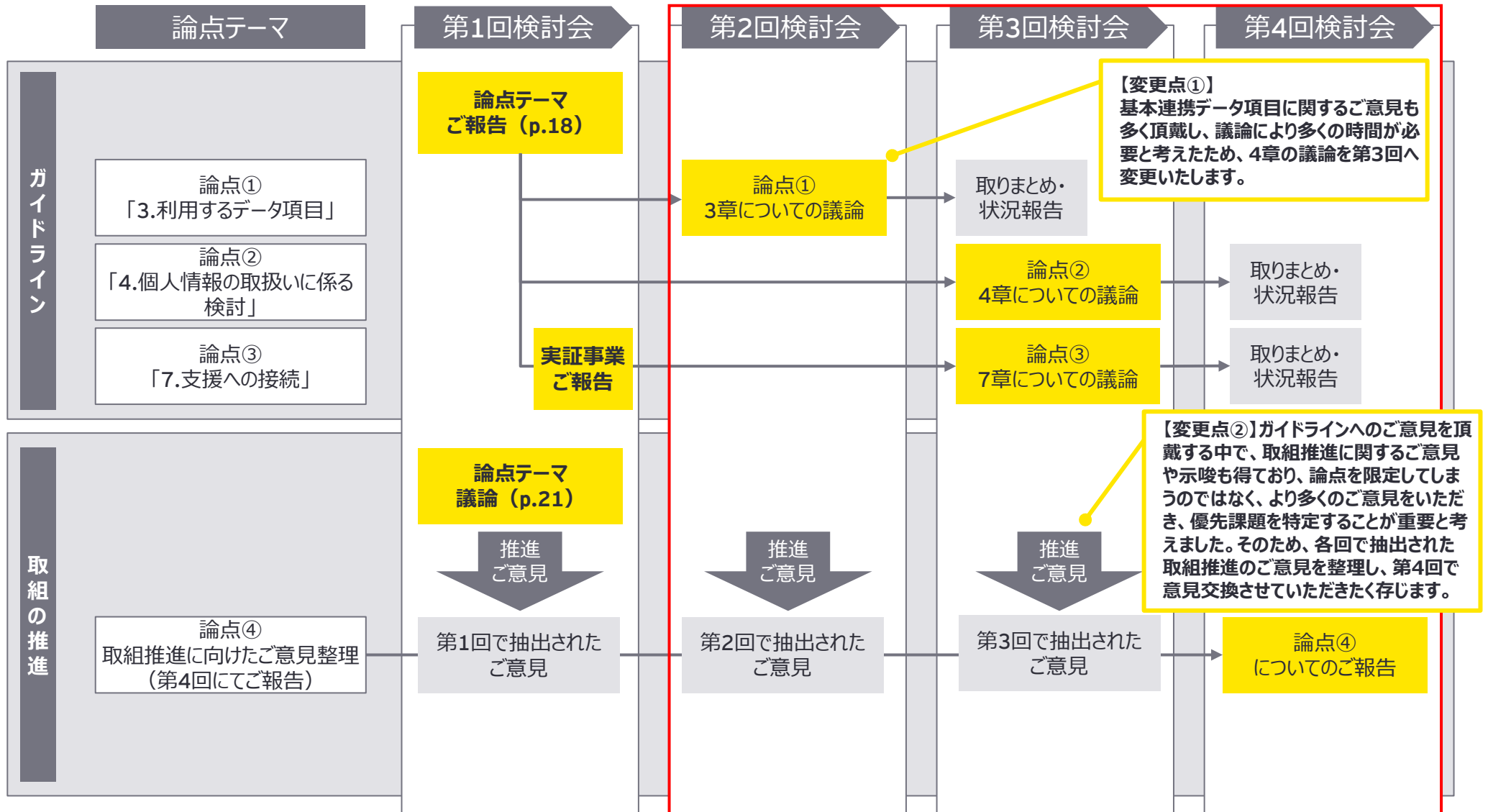
1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会にて頂戴した取組の推進に関するご意見の整理）

取組の推進に関するご意見について、本検討会での取り込み方針を記載しました。

#	分類	ご意見の要旨／抜粋	取り込み方針
1	取組の主体 (組織体制)	非常に機微な情報を取り扱う可能性があるため、 セキュリティ対策や研修等についても通常の対応より強固にする必要がある。	▶ 次年度以降の検討／検証論点として記載する。 「データを取扱う各主体に向けた情報セキュリティの研修・教育」
2	取組の主体 (組織体制)	第7章「支援への接続」では、 支援を実施する職員のスキルアップが課題 であり、論点として追加するか議論されたい。	▶ 次年度以降の検討／検証論点として記載する。 「支援をおこなう活用主体への研修・教育」
3	取組の主体 (組織体制)	本事業は支援が必要なこどもを発見することが重要であるが、 発見した後の支援体制が課題 であると感じている。	▶ 次年度以降の検討／検証論点として記載する。 「支援の実施体制構築」
4	取組の方法 (業務標準化)	事業をどう継続するかという観点で課題 を感じている。	▶ 次年度以降の検討／検証論点として記載する。 「事業継続に向けた支援効果の評価と分析」
5	取組の方法 (システム標準化)	資料1 21ページの「取組を推進するための論点案」において、地方公共団体ごとにシステムを構築した場合、それぞれの構築ベンダーによるベンダーロックインが発生し、他システムへ移行が難しくなるため、 オープンソースによるソフトウェアの構築やそれに向けた国の予算化が必要ではないか。	▶ 次年度以降の検討／検証論点として記載する。 「標準的なデータ連携プラットフォームの構築」
6	取組の根拠 (法・制度の解釈)	個人情報の取扱いについて、 規模が大きい自治体 においても実現可能で具体的記載が必要である。	▶ 団体の規模等により、工夫や留意が必要な場合がある点については、ガイドライン／成果報告書への記載を検討する。
7	取組の根拠 (法・制度の解釈)	自治体の 規模や前提条件 に応じて取り得る 選択肢 や手法を複数提示してほしい。	▶ ガイドラインでは、団体規模等による特定の対象者に向けた記載はせず、広く参照可能な整理をおこなってきたいという方針であるため、次年度以降の検討／検証論点として記載する。 (事例集の作成で)「規模別に考慮が必要な情報を整理する」

1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会後のスケジュール案）

ガイドライン修正に関しては、論点①～③について、頂戴したご意見を踏まえ議論させていただき、取組の推進に関しては、①～③で抽出された推進に関するご意見を整理し、第4回で意見交換をさせていただきます。



※検討会前の事前レクにおいて、論点テーマや仮説についてのご説明をいたします。

※議論と並行し、事務局にてガイドライン/成果報告書を作成します。

1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会後のガイドライン修正に関する論点案）

ガイドラインの修正に関する論点案では、基本連携データ項目の記載見直しに係る議論内容の明記、個人情報取り扱いに係る具体的な観点の追加をおこないました。

検討会で論じるテーマ	主なパブリック・コメント／申送事項	論点案
①ガイドライン「3.利用するデータ項目」に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「関連性」の要件は「必要性」とも「相関性」とも異なる概念であるが、これらを混同する誤読がなされる恐れがあるので、説明文を改善されたい。 ▶ 「基本連携データ項目」は、「困難」の存在判定に対して「関連性」のあるものに厳選されているようであるが、なお再考の余地のある項目がある。 ▶ 欠席・遅刻情報は個別の事情を考慮して活用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本事業のデータの利用目的に対するデータとの関連性をどう定義するか。 ▶ 基本連携データ項目で変更すべきものがあるか。（基本連携データ項目の選定方針や上記関連性の定義を踏まえた上で、基本連携データ項目として追加／削除すべき項目または記載内容の変更要否について議論する。）
②ガイドライン「4.個人情報の取扱いに係る検討」に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人情報の適切な取扱いに関する措置について、ガイドライン上で明記すべき。 ▶ 情報取得・提供・利用の際の本人同意要否について、ガイドライン上で明記すべき。 ▶ こどものデータ利用には保護者の同意が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本取組において、プライバシーの観点からガイドラインへ追記すべき内容はどのようなものか。（PIA事例／こどもの特別な保護や権利／プロファイリング等）
③ガイドライン「7.支援への接続」に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ データを活用して支援先につなぐ等、下流の内容も実証団体にも実施頂きたい。 ▶ データを連携し、対象を発見するだけでなく、見守り支援を実施するという意識が重要である。現状では、支援の供給が不足しているため、支援を提供していくための施策を検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援へつなげた実証団体の事例より、どのような留意点をガイドラインへ反映すべきか。（学校へのデータ連携時における留意点等）

1. 第1回検討会の取りまとめ状況ご報告（第1回検討会後の取組の推進に関する論点案）

取組を推進するための論点案では、本検討会での取組推進に資するご意見を集約・整理し、翌年度以降の優先課題について意見交換させていただきます。

分類整理	主なパブリック・コメント／申送事項	#	論点案（地方公共団体の目線より選定）
取組の主体 （組織体制）	<ul style="list-style-type: none"> 互いにこどもとの異なる接点を持つ、首長部局と教育委員会との連携体制構築の必要性。 データ管理・利用に関してセキュリティ面での懸念が多い。 支援されるこども本人が、支援の初期の期待値・支援最中の感想・支援後の結果や感想、要望をフィードバックできる機会を設定し、声が反映されるようフォローすべき。 こどもデータ連携の取組が平常業務になるにあたって、地方公共団体や外部の組織への取組へのアドバイス等の総合的な対応窓口が必要となる。 	1	▶ 地方公共団体が、実施主体として構築すべき体制について、標準モデルを検討する。
		2	▶ 支援後のデータ集計や評価・分析方法等について、検討する。
		3	▶ 取組に関する総合窓口となる業務や組織について、検討する。
		4	▶ データを取り扱う各主体に向けた情報セキュリティの研修・教育について検討する。
		5	▶ 支援をおこなう活用主体への研修・教育について検討する。
		6	▶ 支援実施体制の構築について検討する。
取組の方法 （業務標準化）	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の目的外利用に関する諸手続きの段取り化・迅速化の必要性。 どのタイミングで、どのような方法で、どのような評価指標を設定すべきか、標準的な方法を検討していく必要がある。 	7	▶ 個人情報の取り扱いに関して、地方公共団体が行うべき手続きを検討し、明確にする。
		8	▶ 取組評価について、取組全体の流れに沿って標準的な業務内容を検討し、定義する。
		9	▶ 事業継続に向けた支援効果の評価と分析について検討する。
取組の方法 （システム標準化）	<ul style="list-style-type: none"> 各組織の保有情報の標準化（データフォーマットの統一）の必要性。（データ取得・加工にかかる工数削除） 拡張性を意識したデータベース構築の必要性。（ロジック、結果の不断の更新） 	10	▶ 基本連携データ項目について、標準的なデータフォーマットを検討し、定義する。（他機関との円滑なデータ連携を促進）
		11	▶ 保有データ項目だけでなく、取組を進める上での標準的なデータベース構造について、検討する。（判定結果の保存先や閾値等の条件を含めたテーブル設計等）
		12	▶ 標準的なデータ連携プラットフォームの構築について検討する。
取組の促進 （広報・周知）	<ul style="list-style-type: none"> 行政から民間団体等に個人情報の運用の研修等を実施頂きたい。 こどもデータ連携の取組に大学や民間企業等が協力できるように、産学官連携を行うにあたって留意すべき事項や事例等を整理し、周知していくことが必要である。 こどもデータ連携の意義と協力に関する丁寧な説明の必要性。 	13	▶ 取組を推進する上で必要な研修や教育制度等について、検討する。
		14	▶ 地方公共団体が、NPO等民間団体に対し、取組の協力を依頼しやすくなるよう、周知項目とその留意点について、検討する。
		15	▶ 地方公共団体（または協働する機関）に対し、取組を正しく理解いただき、前向きに捉えてもらうための説明手段や内容について、検討する。
取組の根拠 （法・制度の解釈）	<ul style="list-style-type: none"> 法令上の根拠の整理において、児童福祉法が個人情報保護法の法令に基づく根拠として利用できるか、複数の有識者に意見を伺うことが重要である。 地方公共団体とNPO等民間団体が協働する際に遵守すべき情報管理や情報授受の方法の明確化、法整備、運用規則等の策定を進めていく必要がある。 	16	▶ 地方公共団体が意識すべき法令について検討し、整理する。（取組の根拠となる視点や取組にあたり手続きが必要な視点での認知向上を図る）
		17	▶ 地方公共団体が、NPO等民間団体と協働する際に必要な手続きについて、情報管理の視点を中心に検討する。
		18	▶ 地方公共団体の規模等に応じて考慮が必要な情報について整理する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 教育データ利活用ロードマップなど他事業との整合性をはかるべき。 こどもの情報の取扱いにおける海外の状況についても整理していく必要がある。 	19	▶ 本取組と、関連省庁の事業との関連を明確にし、相反した対応とならないよう、方針を検討する。
		20	▶ こども政策に関する海外事例から、地方公共団体が取組む上で留意すべきことがないかを検討する。



ガイドライン修正の論点案①についてのご説明 (3.利用するデータ項目)

2. 「3.利用するデータ項目」についてのご説明（議論の背景と目的）

昨年度の検討会での議論等を踏まえ、パブリック・コメントや実証団体の意見も取り入れながら「3.利用するデータ項目」の議論をさせていただきたく存じます。

令和5年度

令和5年度こどもデータ連携ガイドライン検討会

- ▶ こどもデータ連携における利用データの精査については、慎重になるべきという御意見を頂戴した。
 - ✓ 「基本連携データ項目」、「その他データ項目」については、**非常に機微な情報を扱うため、各自治体のテーマを実施する上で必要な情報を精査する必要**がある。また、**データ自体を最小限に保つこと**に加え、利用方法を利用目的に合わせ、**必要な範囲に絞ることが重要**である。（令和5年11月16日開催、第7回こどもデータ連携ガイドライン検討会 議事概要より）
 - ✓ 「その他データ項目」に該当する情報が**政策目的との関係で本当に必要であるか再度検討すべき**である。また、個別のユースケースで機微な情報を使うことの有用性を様々な専門の観点から評価していただくことが重要であるが、**こどものデータは非常に機微な情報であるため「その他データ項目」の活用には慎重な立場**である。（令和5年11月16日開催、第7回こどもデータ連携ガイドライン検討会 議事概要より）

ガイドライン（素案）（令和6年3月）

- ▶ 左記御意見を踏まえ、ガイドライン（素案）には、**「困難の蓋然性が高い」基本連携データ項目に限って掲載**をすることとした。
 - ✓ 基本連携データ項目以外の事例についても、検討会の御意見を踏まえ、ガイドライン素案においては掲載を控えており、地方公共団体が各種資料を参考に選定することとした。

基本連携データ項目の利用目的

潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげること。

令和6年度

本検討会での議論目的

- ▶ 左記の議論を踏まえつつ、パブリック・コメントや実証団体からの御意見も踏まえ、以下2点について、議論したく存じます。（2論点を選出した経緯は次頁にて記載。）
 1. 「関連性」に関するガイドライン（成案）の掲載内容案
 2. 基本連携データ項目の見直し

まず「関連性」の定義を議論し、議論した「関連性」の定義と「データ項目単体で困難の蓋然性が高い」という点を満たせるかどうかという観点で、基本連携データ項目の見直し案を議論させていただきます。

2. 「3.利用するデータ項目」についてのご説明（議論事項）

パブリック・コメントや実証団体からの御意見を踏まえ、「関連性」に関する掲載内容案の検討、基本連携データ項目の見直しについて、議論させてください。

パブリック・コメントや実証団体の御意見概要（次頁に詳細記載）

- ① ガイドライン（素案）におけるOECDプライバシーガイドラインの第2原則前段への準拠に対する評価。
- ② 関連性の概念についての説明。

- ③ 基本連携データ項目の関連性に対する疑義。

- ④ 基本連携データ項目の粒度に対する疑義。
- ⑤ 基本連携データ項目の選定方針に対する留意点。

パブリック・コメントや実証団体を受けて、本検討会で議論したい事項

1 「関連性」に関する掲載内容案

▶ 左記の御意見にて述べられている「関連性」について、検討が必要な理由と、検討時の考え方や観点をガイドラインで示す上で、どのような記載をすべきかを議論させてください。

■ 検討の進め方

事務局にて掲載内容案作成 → 検討会にて議論

OECD 8原則

▶

掲載内容案 (p.16)

▶

御意見いただきたい観点例

- ▶ 自治体にとってわかりやすい記述となっているか。
- ▶ 「関連性」を検証する場合に不足している記載はないか。

2 基本連携データ項目の見直し

▶ 「関連性」の掲載内容案、前頁の昨年度検討会での御意見を踏まえ、基本連携データ項目の見直しについて議論させてください。

■ 検討の進め方

事務局にて見直し案作成 → 検討会にて議論

パブリック・コメント

▶

見直し案 (p.17~)

▶

御意見いただきたい観点例

- ▶ p.13記載の「基本連携データ項目の利用目的」に則しているか。
- ▶ 「関連性」の定義を踏まえられているか。
- ▶ 昨年度検討会の御意見を踏まえられているか。

データ項目に関する「関連性」の概念図

こどもデータ連携の目的 (p.21)

基本連携データ項目 (資料2)

2. 「3.利用するデータ項目」についてのご説明（議論事項）

前頁の「パブリック・コメントや実証団体の御意見概要」について詳細を記載します。

#	パブリック・コメントや実証団体からの御意見
①	▶ 本件素案が、「対象となる子どもや家庭が抱える様々な困難との関連性が強く認められるデータに限って利用する必要がある。」（14頁）としていることは、OECDプライバシーガイドライン（本件素案注11）の 第2原則前段「Personal data should be relevant to the purposes for which they are to be used」に準拠しようとするものとして、高く評価する。
②	▶ 「関連性」の意義は、一般に、行おうとしている個人に対する評価・決定の目的（本件素案では「子どもや家庭が抱える様々な困難」（単に「困難」との表記もある）の存在の判定がそれに当たる）に照らして、 当該データ項目が示している事実がそのような決定に本質的に関連している概念であることを要求するものである。 しかし、「関連性」を「相関性」と混同する誤解がなされることがある。たとえば、子どもの属する家庭の世帯収入が少ない事実は、本件素案が対象とする「困難」が存在する事実と、一定の相関性を有するかもしれないが、世帯収入が少ない事実は 「困難」の存在に対して本質的に関連している概念ではなく、そのような相関性の存在をもって「関連性」があるとみなすことは、「関連性」概念への誤解に基づくものである。
③	▶ 「基本連携データ項目一覧」において、No.11「小・中学校の欠席日数が多い」、No.12「小・中学校の遅刻が多い」の項目が挙げられているが、これらは確かに、「困難」の存在に相関性があるかもしれないが、 欠席や遅刻が多いことには様々な事情があることからすれば、「本質的に関連している概念」とはいえず、「関連性」の要件を満たさない疑いがあるのではないか。 また、No.16「当該子どもと同一世帯の者が、身体障害者手帳を所持している」、「当該子どもと同一世帯の者が、療育手帳を所持している」、「当該子どもと同一世帯の者が、精神障害者保健福祉手帳を所持している」事実を列挙しているが、これらは、 同一世帯に住む本人以外の者に関する事実であり、「本質的に関連している概念」とはいえない。 これらの事実を用いて、虐待等の「困難」の存在を評価・決定することは、それら手帳所持者に対する典型的な差別と言えるのではないか。そして、「当該子どもの属する世帯が生活保護を受給している」事実も、いささか、「関連性」の要件を満たすといえるのか疑いの余地があるように思われる。
④	▶ 基本連携データ項目について、一概に項目単体では困難と関係性があると断言できない項目や、希死念慮のように即座の支援が必要な項目が混在しており、 基本連携データ項目の粒度が異なるように感じる。
⑤	▶ データ項目については、ガイドラインに記載があるだけで関係性があると捉えられてしまうことについての懸念がある。 利用するデータ項目の選定において、支援目的に応じてそれぞれ異なった選定が必要ではないか。

ガイドライン（成案）における「関連性」の掲載内容案を事務局で作成したため、前頁の論点を中心に御意見を頂戴できますと幸いです。

「関連性」を議論することが必要な背景等		ガイドライン（成案）への掲載内容案
OECD 8原則	個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たなければならない。 （データ内容の原則、第2原則）	<p>関連性の検討が必要な理由</p> <p>個人データの適切な利用と保護の確保およびリスク軽減のため、OECD 8原則の「データ内容の原則」にも記載されている通り、「個人データは、その利用目的に沿ったものであるべき」であり、また、取組を進める中で、利用目的と利用するデータ項目との関連性が説明できない場合には、利用するデータを再度検討する必要がある。</p>
実証事業ガイドライン（子どもに関する各種データの連携にかかる留意点等）	取組を進める中で、政策目的と利用するデータ項目との関連性や個人情報保護法上の利用目的が説明できない場合には、必要なデータを再度検討する必要がある。このような関連性と利用目的の検討は、継続的に実施することが必要であり、必要最小限の範囲内で十分なデータを利用できる状態を保つことが重要である。（1.3取組を推進する場合の留意点）	
パブリック・コメント	「関連性」の意義は、一般に、行おうとしている個人に対する評価・決定の目的（本件素案では「子どもや家庭が抱える様々な困難」の存在の判定がそれに当たる）に照らして、当該データ項目が示している事実がそのような決定に本質的に関連している概念であることを要求するものである。	
	関連性は相関性とは異なる概念であるため混同しない。（相関性があるからと言って、関連性があるとは言えない）	
教育データの利活用に係る留意事項 第2版	「関連性」の要件に従って「選定」したデータ項目以外のデータを取り扱わないことが「必要性」の要件である。	<p>関連性の検討観点</p> <p>利用目的と利用するデータ項目との関連性を検討するにあたっては、子どもや家庭が抱える困難な状況そのものを表すデータ項目や、あるいは困難があることで生じていると考えられる事象を表すデータ項目等、様々な観点からデータ項目を検討し、困難との関連性が強く認められるものであることを確認する。また、困難との関連性を確認する際の情報源としては下記に大別される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的機関が発行した手引きや報告書等 ② 先行事例や実証事業の結果 ③ 学術論文 ④ 専門家（有識者や現場職員等）からのヒアリング・知見等 <p>上記の情報源をもとに、当該データ項目が示している事実が、抽出に至った評価等（利用目的）に関連しているか検討することが重要である。</p>
	民事法上のプライバシー侵害となり、差止請求により教育活動の継続が困難になるリスクや、国家賠償法に基づく国家賠償請求等のリスクが発生するおそれがあります。さらに、取組を推進する地方公共団体の機関への信頼が失墜し取組を続けることが困難になってしまうリスクも懸念されます。	

ガイドライン（成案）に掲載する基本連携データ項目について、特に、パブリック・コメントや実証団体から意見のあった点を議論したく存じます。

本検討会において、基本連携データ項目を検討する際の留意点

▶ 基本連携データ項目について

- 利用目的に関連性があるデータ項目。
- 単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。
- 多くの地方公共団体が利用しやすい項目であるかという点を考慮し、大多数の地方公共団体において保有されており、利用が可能であると考えられるデータ項目。

▶ データ項目ごとの選定根拠における関連性の程度／データ項目単体での蓋然性が高いと推測できる程度について

- 異なる困難に対して異なる参考文献をもとにデータ項目の選定根拠としているため、選定根拠の基準においては定量的な基準を設けていない。（定性的な評価。）

▶ データ項目ごとの関連する困難の度合／データの組合せについて

- 困難は、大小様々な複合的な要因により発生している場合もあり、その一つの要因として、単体で何かしらの困難を抱える蓋然性が高い項目として基本連携データ項目を定義している。
- そのため、個々の困難の度合はそれぞれ異なったものとなっている。
- 「データ項目に合致したから困難である」「合致しなかったから困難ではない」ということは断定できないことを念頭に置いて検討する必要がある。
- データの組合せによる困難との関連は現時点での調査研究の対象範囲にはしておらず、今後の課題として整理予定。

【資料2】『基本連携データ項目の見直しに係る討議資料』にてご説明と議論をさせていただきます。

※本検討会の議論を踏まえて、地方公共団体が実際に取得可能であるかどうか事務局で確認の上、ガイドライン（成案）への記載要否を最終化する予定です。



事務連絡

4. 事務連絡

各会議の日程、議題については以下を予定しています。

#	開催時期	議題案
1	2024/11/25 (月) 14:00-16:00	1. 事業内容説明 2. パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告 3. 検討会での論点案についてのご説明 4. 実証事業におけるご報告 5. 意見交換
2	2024/12/26 (木) 13:00-15:00	1. ガイドライン策定に向けた議論（論点①「3.利用するデータ項目」に関する論点）
3	2025/1/27 (月) 10:00-12:00	1. ガイドライン策定に向けた議論（論点②「4.個人情報の取扱いに係る検討」に関する論点 2. ガイドライン策定に向けた議論（論点③「7.支援への接続」に関する論点）
4	2025/3/6 (木) 13:00-15:00	1. 取組の推進に向けた議論（論点④） 2. 検討会取りまとめ状況のご報告

次回

參考資料

こどもデータ連携における基本連携データ項目の利用目的について、ガイドライン（素案）での記載を抜粋します。

2 こどもデータ連携の概要

2.1 こどもデータ連携の目的

本ガイドラインで想定するこどもデータ連携の取組の目的は、地方公共団体が、福祉部局、保健部局、教育委員会等の多様な関係機関が分散して保有している、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉等のデータを、データ管理体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら分野を超えて連携させることを通じて、現在支援につながっておらず、支援ニーズが潜在化しているこどもや家庭も含め、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、迅速なプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることである。

この中で、地方公共団体は、各地方公共団体におけるこどもの支援に関する政策目的を確認する必要がある。その上で、こどもデータ連携の取組は政策目的を達成するための施策の一つであることを認識し、上記目的を踏まえ取組方針の整理を行うことが重要である。その際、分散して保有しているデータを分野横断的に連携させることは「手段」であり、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることが「目的」であること、こどもの最善の利益を守ることが重要であることに留意が必要である。

パブリック・コメントのうち、基本連携データ項目についての言及があったものを抜粋します。

No	パブリック・コメント
1	▶ 妊婦健診等一過性（保護者の体調、精神状況がある時点で急激に変化する性質）のデータを利用すべきでない。
2	▶ 学業成績データについては、利用禁止であると明記すべき。
3	▶ 保護者自身の被虐待歴、精神状態、家庭状況（子育てをサポートしてくれる家族が近くに住んでいるかなどを含む）をデータ項目に追加すべき。
4	▶ 妊婦検診や健診類は現代医療への不信感からの未受診もありうるため、データ項目から除外することが望ましい。
5	▶ 欠席・遅刻情報は個別の事情を考慮して活用すべき。
6	▶ 健診受診は任意のため基本連携データ項目から除外すべき。
7	▶ 基本連携データ項目に赤ちゃん訪問を入れるべきではないか。
8	▶ 困難の類型に即した、連携データ項目の見極めの必要性（データ選定に係る調査・調整の工数削減）
9	▶ 基本連携データ項目について、抽出を行う場合、数が多いことが想定されるが、新たに発見された児童に絞り込みを行えば、対象児童はそれほど多くないのではないかと認識している。
10	▶ 基本連携データ項目のみの場合、重篤な事例ばかりが想像され、個人情報の論点が大きくなり、データ連携が進まない可能性がある。
11	▶ 「関連性」の要件は「必要性」とも「相関性」とも異なる概念であるが、これらを混同する誤読がなされる恐れがあるので、説明文を改善されたい。
12	▶ 「基本連携データ項目」は、「困難」の存在判定に対して「関連性」のあるものに厳選されているようであるが、なお再考の余地のある項目がある。

実証団体からのアンケートのうち、基本連携データ項目についての言及があったものを抜粋します。

内容	実証団体からのアンケート結果
基本連携データ項目の組み合わせのユースケースについて	項目1～3が重なるとネグレクトが疑わしい。
	項目4～7と項目8の関係性から虐待の視点の評価が可能である。
	項目14～16が重なるとハイリスク妊婦として、当自治体では保健師がサポートを行っている。
基本連携データ項目以外で有用と思われる項目について	保健室来室状況
	各種健診時における睡眠
	妊娠期における喫煙の有無、服薬の有無
	保護者の婚姻歴（家庭構築の傾向をみるため）
	きょうだい情報（対象児が適応が見られても、家庭の歪みをきょうだいが表出している可能性あがるため）
	自立支援医療証（精神通院医療）の有無
	乳幼児健診アンケート「育てにくさを感じる」「しつけのし過ぎ」「感情的にたたいた」（他の連携項目同様に子育てに対する困り感を検知する項目）
	きょうだい児の不登校（多子世帯においてきょうだい児の不登校を目前にすると、自身も学校を休みがちになるため）
	妊娠届提出時の妊娠週数（届け出が遅い場合、予期せぬ妊娠である可能性があるため。）
	乳児健診後期（9～10ヶ月）の受診歴及び予防接種歴が無い
母子手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	
多子世帯（3人以上）で、出産の間隔が1～2年程度おきの場合	
基本連携データ項目の変更について	基本連携データ項目No.9（こどもの所持する手帳）では、手帳所持の有無だけではなく、種類や等級を確認したほうがいい。
	基本連携データ項目No.9（こどもの所持する手帳）では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のすべてを確認する必要がある。（しかし、「候補を抽出するだけであれば、手帳の種類や重複で制限をしなくてもよい」との回答もあり、「可能であればすべて把握する」のように明記する対応方針も考えられる。）
	基本連携データ項目No.10（障害児支援受給者証の発行歴がある）では、発行歴だけではなく支援の内容を確認する必要がある。（未検証の地方公共団体もあることに留意する。）
	「基本連携データ項目No.16（保護者の手帳所持）はこどもや家庭の困難と関連していないのではないか」との意見に対して、地方公共団体では、保護者の養育力／こどもの養育環境を確認する1つの有益な情報として用いている。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは[ey.com/ja_jp/consulting](https://www.ey.com/ja_jp/consulting)をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、ごども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和6年10月16日付けの「ごどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきごども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。